

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九一
二四（通勤手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年二月十三日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九一二四一三

人事院規則九一二四（通勤手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一二四（通勤手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

（届出）	改 正 後
（届出）	改 正 前

第三条 職員は、新たに給与法第十二条第一項の

第三条 職員は、新たに給与法第十二条第一項の

職員たる要件を具備するに至つた場合には、人事院が定める様式の通勤届により、その通勤の実情を速やかに各庁の長（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならぬ。同項の職員が次の各号の一に該当する場合についても同様とする。

一（略）

二 住居、通勤経路、通勤方法若しくは給与法第十二条第五項に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金に変更があつた場合

職員たる要件を具備するに至つた場合には、人事院が定める様式の通勤届により、その通勤の実情を速やかに各庁の長（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならぬ。同項の職員が次の各号の一に該当する場合についても同様とする。

一（略）

二 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があつた場合

三 (略)

(確認及び決定)

第四条 各庁の長は、職員から前条の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものと含む。）

（以下「定期券」という。）の提示又は第十五

条第一項第三号若しくは第四号の職員たる要件を具備していること若しくは第十六条に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出を求める等の方法により確認し、その者が給与法第十二条第十一項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定

三 (略)

(確認及び決定)

第四条 各庁の長は、職員から前条の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものと含む。）

（以下「定期券」という。）の提示又は第十五

条第一項第三号若しくは第四号の職員たる要件を具備していることを証明する書類の提出を求める等の方法により確認し、その者が給与法第十二条第一項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

しなければならない。

2 (略)

(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第六条・第七条 (略)

第八条 紹与法第十二条第二項第一号に規定する運賃等相当額（次項及び第八条の四第二号において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

一定期券を使用することが最も経済的かつ合

2 (略)

(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第六条・第七条 (略)

第八条 紹与法第十二条第二項第一号に規定する運賃等相当額（次項及び第八条の三第二号において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

一定期券を使用することが最も経済的かつ合

理的であると認められる普通交通機関等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ　口に掲げる場合以外の場合　通用期間を支給単位期間（給与法第十二条第九項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）と同じくする定期券の価額

口　（略）

二・三　（略）

（自動車等使用者の支給額）

第八条の二　給与法第十二条第二項第二号の人事

院規則で定める額は、次の各号に掲げる自動車

理的であると認められる普通交通機関等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ　口に掲げる場合以外の場合　通用期間を支給単位期間（給与法第十二条第八項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）と同じくする定期券の価額

口　（略）

二・三　（略）

（新設）

等の使用距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 片道五キロメートル未満 二千円

二 片道五キロメートル以上十キロメートル未満 四千二百円

三 片道十五キロメートル以上十五キロメートル未満 七千三百円

四 片道十五キロメートル以上二十キロメートル未満 一万四百円

五 片道二十キロメートル以上二十五キロメートル未満 一万三千五百円

六 片道二十五キロメートル以上三十キロメートル未満 一万六千六百円

七 片道二十五キロメートル以上三十キロメートル未満 一万六千六百円

七	片道三十キロメートル以上三十五キロメー トル未満	一万九千七百円
八	片道三十五キロメートル以上四十キロメー トル未満	二万二千八百円
九	片道四十キロメートル以上四十五キロメー トル未満	二万五千九百円
十	片道四十五キロメートル以上五十キロメー トル未満	二万九千百円
十一	片道五十キロメートル以上五十五キロ メートル未満	三万二千三百円
十二	片道五十五キロメートル以上六十キロ メートル未満	三万五千五百円
十三	片道六十キロメートル以上六十五キロ	

メートル未満	三万八千七百円
メートル未満	四万二千二百円
片道七十キロメートル以上七十五キロ	
メートル未満	四万五千七百円
片道七十五キロメートル以上八十五キロ	
メートル未満	四万九千二百円
片道八十キロメートル以上八十五キロ	
メートル未満	五万二千七百円
片道八十五キロメートル以上九十キロ	
メートル未満	五万六千二百円
片道九十キロメートル以上九十五キロ	
メートル未満	五万九千六百円

二十 片道九十五キロメートル以上百キロメー

トル未満 六万三千円

二十一 片道百キロメートル以上 六万六千四

百円

(定年前再任用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額)

第八条の三 (略)

(併用者の区分及び支給額)

第八条の四 給与法第十二条第二項第三号に規定

する同条第一項第三号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第二項第三号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

第八条の二 (略)

(併用者の区分及び支給額)

第八条の三 給与法第十二条第二項第三号に規定

する同条第一項第三号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第二項第三号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする

る。

一 (略)

二 紹与法第十二条第一項第三号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額。以下「一箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第二項第二号に定める額（駐車場等を利用して、その料金を負担することを常例とする職員（次号において「駐車場等利用職員」という。）にあつては、その額に同条第五項第一号に定める額を加算した額）以上である職員（前号に掲げる職員を除く。）同条第二項第一号に定める額

一 (略)

二 紹与法第十二条第一項第三号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額。以下「一箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第二項第二号に定める額（以上である職員（前号に掲げる職員を除く。）同項第一号に定める額

三 納入法第十二条第一項第三号に掲げる職員のうち、一箇月当たりの運賃等相当額等が同条第二項第二号に定める額（駐車場等利用職員にあつては、その額に同条第五項第一号に定める額を加算した額）未満である職員（第一号に掲げる職員を除く。）同項第二号に定める額

（新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準）

第十二条 （略）

2 （略）

3 第八条（第一項第三号を除く。）の規定は、給与法第十二条第三項第一号に規定する特別料

三 納入法第十二条第一項第三号に掲げる職員のうち、一箇月当たりの運賃等相当額等が同条第二項第二号に定める額未満である職員（第一号に掲げる職員を除く。）同項第二号に定める額

（新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準）

第十二条 （略）

2 （略）

3 第八条（第一項第三号を除く。）の規定は、給与法第十二条第三項第一号に規定する特別料

金等相当額（第十九条第四項において「特別料金等相当額」という。）の算出について準用する。この場合において、第八条第一項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第一号及び第一号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第二号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第二項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

（権衡職員等の範囲）

第十四条 （略）

第十五条 約与法第十二条第四項の同条第三項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡

金等相当額（第十六条第四項において「特別料金等相当額」という。）の算出について準用する。この場合において、第八条第一項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第一号及び第一号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第二号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第二項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

（権衡職員等の範囲）

第十四条 （略）

第十五条 約与法第十二条第四項の同条第三項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡

上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）とする。

一 （略）

二 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条及び次条において同じ。）（配偶者のない職員にあつては、満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子）の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないことがとなつた職員で、当該転居後の住居（特定住居を含む。）からの通勤のため、新

上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）とする。

一 （略）

二 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）（配偶者のない職員にあつては、満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子）の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないことがとなつた職員で、当該転居後の住居（特定住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道

幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

三五 (略)

2 前項第一号及び第二号において「特定住居」とは、同項第一号イ若しくは口に掲げる事由の発生又は同項第二号に規定する転居（以下この項において「事由の発生等」という。）の日以後に転居する場合における当該事由の発生等の日以後の転居後の住居（以下この項において「転居後の住居」という。）であつて次に掲げるものをいう。

一 (略)

二 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経

等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

三五 (略)

2 前項第一号及び第二号において「特定住居」とは、同項第一号イ若しくは口に掲げる事由の発生又は同項第二号に規定する転居（以下この項において「事由の発生等」という。）の日以後に転居する場合における当該事由の発生等の日以後の転居後の住居（以下この項において「転居後の住居」という。）であつて次に掲げるものをいう。

一 (略)

二 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経

路に変更が生じたときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

イ 前項第一号イ若しくは口に掲げる事由の

発生の直前の住居又は同項第二号に規定する配偶者の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（口において「旧最寄り駅等」とい等（口において「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（口において「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

該転居後の住居

路に変更が生じたときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

イ 当該事由の発生等の直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経

路の起点となる駅等（口において「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（口において「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

口 (略)

三 (略)

(駐車場等の要件)

第十六条 紹与法第十二条第五項の人事院規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 勤務官署の周辺又は第四条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして人事院が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。

二 職員が自転車を駐車するためを使用する施設 (自転車以外の自動車等の駐車のための部

(新設)

三 (略)

口 (略)

分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。

三 その利用について職員の配偶者若しくは給

与法第十一條第二項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして人事院が定める施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であつ

て、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不適当であると人事院が認めるときは、同項の規定にかかわらず、人事院が別に定める要件とする。

（駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員）

第十七条 紹与法第十二条第五項の人事院規則で定める職員は、第八条の四第二号に掲げる職員とする。

（駐車場等に係る通勤手当の額）

第十八条 紹与法第十二条第五項第一号の人事院規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が五千円を超える場合にあつては、五千円）とする。

一　一の駐車場等を利用する場合　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

（新設）

イ 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

ロ 駐車場等の料金を定める期間（月又は年）によつて定めた期間に限る。）が二以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたらる月の数で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 人事院が定める額

二 二以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号イからハまでに定める額を合計した額

（支給日等）

第十九条 通勤手当は、支給単位期間（第四項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（以下この条、**第二十一条第二項**及び**第二十四条**において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の俸給の支給定日（その月が俸給の月額の半額ずつを月二回に支給する月である場合にあつては、先の俸給の支給定日。以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第三条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

（支給日等）

第十六条 通勤手当は、支給単位期間（第四項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（以下この条、**第十八条第二項**及び**第二十一条**において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の俸給の支給定日（その月が俸給の月額の半額ずつを月二回に支給する月である場合にあつては、先の俸給の支給定日。以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第三条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないとときは、支給日後に支給することができる。

2・3 (略)

4 給与法第十二条第七項の人事院規則で定める通勤手当は、一箇月当たりの運賃等相当額等（第八条の四第三号）に掲げる職員に係るものと除く。）、給与法第十二条第二項第二号に定める額（第八条の四第二号）に掲げる職員に係るものと除く。）、給与法第十二条第二項第二号に定める額（第八条の三第三号）に掲げる職員に係るものと除く。）、給与法第十二条第二項第二号に定める額（第八条の三第二号）に掲げる職員に係るものと除く。）、給与法第十二条第二項第二号に定める額（第八条の三第二号）に掲げる職員に係るものと除く。）、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）及び給与法第十二条第五項第一号に定める額の合計額（第二十一条第二項において「一箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が十五万円を超えるときにおける通勤手当とし、給与法第

2・3 (略)

4 給与法第十二条第六項の人事院規則で定める通勤手当は、一箇月当たりの運賃等相当額等（第八条の三第三号）に掲げる職員に係るものと除く。）、給与法第十二条第二項第二号に定める額（第八条の三第二号）に掲げる職員に係るものと除く。）、給与法第十二条第二項第二号に定める額（第八条の三第二号）に掲げる職員に係るものと除く。）、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）及び給与法第十二条第五項第一号に定める額の合計額（第二十一条第二項において「一箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が十五万円を超えるときにおける通勤手当とし、給与法第十二条第六項の人事院規則で定める期間は、

十二条第七項の人事院規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

（支給の始期及び終期）

第二十条（略）

（返納の事由及び額等）

第二十一条 給与法第十二条第八項の人事院規則で定める事由は、通勤手当（一箇月の支給単位期間に係るもの除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

一（略）

二 通勤経路、通勤方法若しくは駐車場等を変

その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

（支給の始期及び終期）

第十七条（略）

（返納の事由及び額等）

第十八条 給与法第十二条第七項の人事院規則で定める事由は、通勤手当（一箇月の支給単位期間に係るもの除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

一（略）

二 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は

更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金に変更があつたことにより、通勤手当の額が改定される場合

り、通勤手当の額が改定される場合

三　月の中途において法第七十九条の規定により休職にされ、法第一百八条の六第一項ただし書に規定する許可を受け、派遣法第二条第一項の規定により派遣され、育児休業法第三条の規定により育児休業をし、交流派遣をされ、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣され、自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業をし、福島復興再生特別措置法第四十八条の三第一項若し

通勤のため負担する運賃等の額に変更があつたことにより、通勤手当の額が改定される場合

三　月の中途において法第七十九条の規定により休職にされ、法第一百八条の六第一項ただし書に規定する許可を受け、派遣法第二条第一項の規定により派遣され、育児休業法第三条の規定により育児休業をし、交流派遣をされ、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣され、自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業をし、福島復興再生特別措置法第四十八条の三第一項若し

くは第八十九条の三第一項の規定により派遣され、配偶者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業をし、令和七年国際博覽会特措法第二十五条第一項の規定により派遣され、令和九年国際園芸博覽会特措法第十五条第一項の規定により派遣され、又は法第八十二条の規定により停職にされた場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第二十三条第二項において「派遣等となつた場合」という。）

四（略）

2 給与法第十二条第八項の人事院規則で定める

くは第八十九条の三第一項の規定により派遣され、配偶者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業をし、令和七年国際博覽会特措法第二十五条第一項の規定により派遣され、令和九年国際園芸博覽会特措法第十五条第一項の規定により派遣され、又は法第八十二条の規定により停職にされた場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第二十条第二項において「派遣等となつた場合」という。）

四（略）

2 給与法第十二条第七項の人事院規則で定める

額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一・二 (略)

3 給与法第十二条第八項の規定により職員に前

項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の俸給の支給義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の俸給の支給義務者が同一であるときは、人事院の定めるところにより当該給与から当該額を差し引くことができる。

(支給単位期間)

第二十二条 給与法第十二条第九項に規定する人

事院規則で定める期間は、次の各号に掲げる普

額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一・二 (略)

3 給与法第十二条第七項の規定により職員に前

項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の俸給の支給義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の俸給の支給義務者が同一であるときは、人事院の定めるところにより当該給与から当該額を差し引くことができる。

(支給単位期間)

第十九条 給与法第十二条第八項に規定する人事

院規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通

通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一・二 (略)

2 (略)

第二十三条 支給単位期間は、第二十条第一項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第二項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2・3 (略)

第二十四条・第二十五条 (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一・二 (略)

2 (略)

第二十条 支給単位期間は、第十七条第一項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第二項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2・3 (略)

第二十一条・第二十二条 (略)

（施行日前から駐車場等を利用している職員の届出）

第二条 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から駐車場等（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十九号）第二条による改正後の給与法第十二条第五項に規定する「駐車場等」）を利用して同項の職員たる要件を具備するに至つた者は、この規則による改正後の規則九一二四第三条の規定の例により、その実情を届け出なければならない。

（人事院規則一―三四の一部改正）

第三条 人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

人事管理文書の区分		人事管理文書の例		保存期間	
規則九一	(略)	(略)	(略)	(略)	満了時の措置
二四（通常勤手当）	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
明する書類	第四条第一項の要件の具備を証	新幹線鉄道等に係る特例の支給要件	確認に係る要件を具備するかを確認するための書類	六年定日以後に係る特	満了時の措置

備考	三〇二十	(略)	(略)	
一〇五	(略)	(略)	(略)	
		(略)		確認するための書類

備考	三〇二十	(略)	(略)	
一〇五	(略)	(略)	(略)	
		(略)		確認するための書類